

令和5年2月15日

農業委員会総会会議録

注：この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

柳井市農業委員会

第 3 2 回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

1 開催日時 令和 5 年 2 月 1 5 日 (水) 午前 9 時

2 開催場所 柳井市役所 3 階大会議室

3 出席委員	1 番	中元	茂雄	君	2 番	岡本	幸子	君
	3 番	鈴木	喜義	君	4 番	勝本	澄人	君
	5 番	大崎	正男	君	6 番	原田	淳一	君
	7 番	下土井	進	君	8 番	榎本	正男	君
	9 番	寺西	久美子	君	1 0 番	岩政	幸人	君
	1 1 番	吉弘	功	君	1 2 番	齋藤	貴之	君
	1 3 番	宮本	三雄	君				

4 欠席委員

5 説明のため出席した者

事 務 局 長	下前	真一	君
事務局次長	松村	和裕	君

6 記事ならびに議事録調整者

職	員	伊藤	義人	君
---	---	----	----	---

会議に付議した事項

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 議案第 146 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 147 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 議案第 148 号 | 農用地利用計画の一部変更について |
| 議案第 149 号 | 農地の賃借料情報の提供について |
| 議案第 150 号 | 柳井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について |

第32回農業委員会総会次第

議長 宮本君 それでは、ただ今より、第32回農業委員会総会を開会いたします。
出席委員は、13名中13名で、定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。

議長 宮本君 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、会議規則第16条の規定により、議長において
岡本委員、勝本委員をお願いいたします。
次に、会期についてお諮りいたします。
本会議の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、ご異議ござ
いませんか。
 (異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
よって会期は、本日一日限りと決定いたします。

議長 宮本君 それでは、ただいまより議事に入ります。
議案第146号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第146号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人(畑 924㎡)から別紙調書のとおり農地以外の目的に供
するため、農地法第4条第1項の規定による申請があったので、許可
の可否について意見を求めます。
令和5年2月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君
(4条-1) 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
整理番号1番でございます。
申請地は、●●●番● 外1筆 地目 畑 924㎡です。
利用状況は休耕です。
申請人は、申請地に貸駐車場を建設するものです。
申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ670mの距離
にある、●●に沿った農地です。
本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票
のとおり、整理番号1番の農地区分は、公共投資の対象となってい
ない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1
立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。
以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君 以上で補足説明を終わります。
 それでは、ご審議をお願いいたします。
 整理番号1番につきましては、下土井委員、お願いします。

7番 下土井君 この案件ですね、隣が●●自治会の集会所になっております。現在
ももうほぼ駐車場のような状態でありまして、地域の方がここに集ま
りをするときには車を、ほんとは畑ですが、車を停めたりするような
状況になっておるところを、地目を含め整理をしたいということであ
りますので、特に問題はないというふうに思っておりますので、よろ
しくお願いします。

議長 宮本君 整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
 (質疑なしの声あり)
 整理番号1番については、異議なしと認めます。

議長 宮本君 それでは、質疑を終了しまして、整理番号1番 議案第146号に
つきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方
は挙手をお願いいたします。
 (全員異議なく挙手)
 全員挙手と認めます。
 よって、議案第146号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして議案第147号を上程します。
 事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第147号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい
て、申請人 外1名(田 190㎡ 畑 487㎡)から別紙調書のと
おり農地転用を目的とする所有権等取得のため、農地法第5条第1項
の規定による申請があったので、許可の可否について意見を求めます。
令和5年2月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
(5条-1) 整理番号1番でございます。
 申請地は、●●●番● 地目 畑 面積 229㎡ 外1筆 合計
田 190㎡ 畑 229㎡です。
 受人は、●●に在住する会社員で、実家に隣接する申請地を譲り受
け自己用住宅を建設するものです。
 渡人は、受人の要望に応じて、譲り渡すものです。
 申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ約1.9kmの距

離にある、●●から西へ10mの距離に位置する農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号1番の農地区分は、都市計画法による用途地域内の農地であり、第3種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

次長 松村君
(5条-2)

続きまして、整理番号2番でございます。

申請地は、●●●番● 地目 畑 面積 258㎡です。

受人は、市内に在住する個人で、申請地を譲り受け農業用倉庫を建設するものです。

渡人は、●●で不動産業を営む法人で、建売住宅を目的とする5条転用許可を既に受けておりましたので、今回の転用目的が農業用倉庫ということであり、事業計画の変更承認申請書が同時に提出されております。

申請地は、位置図に示していますが、●●から東へ730mの距離にある、●●に沿った農地です。

本件につきまして、審査基準の適合については、別紙の現地調査票のとおり、整理番号2番の農地区分は、公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の農地であり、第2種農地と判断されます。「1立地基準」「2一般基準」について審査した結果適当と考えます。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

以上で、補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いします。

整理番号1番につきましては、岩政委員、お願いします。

10番 岩政君

整理番号1番につきましては、今、事務局の方からご説明がございましたとおりでございまして、●●の方で第一種中高層住居専用地域でございまして、特別問題はないというふうに思っておりますので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 宮本君

整理番号1番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)

整理番号1番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきましては、下土井委員、お願いします。

7番 下土井君

この案件ですが、建売を予定して不動産業者さんが取得されてた農地ですが、なかなか現実問題、裏が山があったりという状況で販売ができなかったような土地のようです。それを●●の方が倉庫を建てて、

農業用倉庫ということで、その農地を利用したいということでございますので、特に問題はないというふうに判断しておりますので、よろしくをお願いします。

議長 宮本君 整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。
(質疑なしの声あり)
整理番号2番については、異議なしと認めます。

議長 宮本君 質疑を終了して、整理番号1番から2番 議案第147号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。
(全員異議なく挙手)
全員挙手と認めます。
よって、議案第147号については、可決・承認と決します。

議長 宮本君 続きまして、議案第148号を上程します。
事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君 議案第148号 農用地利用計画の一部変更について(除外)
農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、柳井市長より別紙のとおり意見を求められたので、この会の意見を求めます。
令和5年2月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本 三雄。
調書につきましては、松村次長が説明いたします。

次長 松村君 農用地利用計画の変更に係る調書に基づきまして、ご説明申し上げます。
(除外-1番)
1番でございます。
申請地は、●●●番● 地目 田 面積 1,749㎡の内 10.64㎡です。
除外後の用途は、携帯電話無線基地局です。
除外理由は、地元住民の携帯電話の通話品質を改善するための必要最小限の面積の申請であり、周辺農地へ及ぼす影響もないので、支障がないと認められます。
申請地は、位置図の除外1に示していますが、●●から南西に約2kmの距離にある、●●に沿った農地です。

次長 松村君 続きまして、2番でございます。
(除外-2番) 申請地は、●●●番● 地目 田 面積 207㎡の内25.42㎡です。

除外後の用途は、携帯電話無線基地局です。

除外理由は、地元住民の携帯電話の通話品質を改善にするための必要最小限の面積の申請であり、周辺農地へ及ぼす影響もないので、支障がないと認められます。

申請地は、位置図の除外2に示していますが、●●から北東に470mの距離にある、●●に沿った農地です。

以上で事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

それでは、ご審議をお願いいたします。

整理番号1番につきましては、榎本委員。

8番 榎本君

座ったままですみません。この前見に行きましたが、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 宮本君

ありがとうございます。

整理番号1番につきまして、他に質疑はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

質疑が無いようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

次に、整理番号2番につきましては、原田委員、お願いします。

6番 原田君

先日現地を確認に行きましたが、別段問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 宮本君

整理番号2番につきまして、他に質問はございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

整理番号2番については、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了しまして、番号1番から2番 議案第148号については、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第148号につきますは、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第149号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

議案第149号 農地の賃借料情報の提供について

農地法第52条に基づき農業委員会が提供する農地の賃借料情報を別紙のとおり作成したので、内容についてこの会の意見を求めます。

令和5年2月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本三雄

局長 下前君

資料については、次のページの柳井市賃借料情報をご覧ください。

農地法第52条において、「農業委員会は、借賃等の動向に関する情報の提供を行うものとする。」と規定されており、これに基づき賃借料情報の提供を行うものです。

今議案の賃借料については、令和4年1月から12月までの1年間の賃貸借契約の実績をもとに、地区毎に基盤整備地域及び未整備地域に分け、平均額、最高額、最低額を算出しています。

データは、全て利用権設定に係るもので、賃貸借は249筆でした。

賃借料の水準の算出にあたっては、契約件数が5件未満のものは集計から除外し、また、平均より著しく高額あるいは低額のものも除外しています。

また、物納としている場合は、60kgあたり11,340円に換算して計算しています。

なお、この賃借料情報はあくまでも参考ですので、実際の貸し借りに際しては当事者間で話し合ってくださいになります。

総会において承認後、柳井市のホームページに掲載し、公表する予定です。

以上で説明を終わります。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

この件につきまして、質疑はございますでしょうか。

あくまでもデータということで、実際とだいぶかけ離れたところもあると思います。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第149号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第149号につきましては、可決・承認と決めます。

議長 宮本君

続きまして、議案第150号を上程します。

事務局の説明をお願いいたします。

局長 下前君

それでは、議案の説明をさせていただきます。

議案第150号 柳井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の決定について

農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基き、柳井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に係る指針」の修正について、この会の決定を求めます。

令和5年2月15日提出 柳井市農業委員会会長 宮本三雄
詳細については、松村次長が説明いたします。

次長 松村君

柳井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(変更案)をご覧ください。

柳井市農業委員会においては、平成30年に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を制定しているところですが、令和5年4月1日に施行される改正農業委員会法の内容を踏まえて修正が必要となりました。

農業経営基盤強化促進法の改正により、将来に目指す農地の状況を示す地域計画の作成、及び農地利用最適化交付金を受けるための農業委員会の活動の目標の設定、評価等に関連した修正となっています。

なお、修正の日時は改正法の施行日に合わせて令和5年4月1日とします。

補足説明を事務局長の方から続けます。

局長 下前君

お手元の方に柳井市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」というので、黒赤で印刷されてあるものを配布していると思いますが、これが変更点でございます。変更の主な内容でございますが、今まで人・農地プランを作成し、実行していくという努力目標があったところでございますが、それが今回の法改正においてそれが法定化されまして、人・農地プランを発展させた、今後10年後の農地の担い手への集積計画を作る地域計画というものを作ることとなりました。これは法律で定められたものですが、それに伴いまして指針を修正する必要があるということで県の方からも指導がありまして、それに基づいて地域計画を作るという指針に変更しております。それともう一点、農地利用の最適化の推進の状況を評価し、それを公表するということが法律でなっております、その評価の方法について改めてこの指針に明確化することになりましたので、それを合わせて今回変更するものでございます。この指針の変更日時につきましては、法改正の施行日に合わせました令和5年4月1日から変更した指針に進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長 宮本君

補足説明を終わります。

なんかよく分からない法律が書いてあるのですが。

去年くらいからですか、5年に1回水稻を植えなければいけないとか、そういう方針が出されてきており、なかなか、農地を水稻でできないところがある。そういうところはだんだん手放さなければならなくなる。そういうところを含めてこういう国が法律を出してくるということは、必要最低限の農地を確保すればいい。あくまでも、一生懸命農地を守ることはいらないのではないか。そういうふうに思う気がします。なかなか農地を守っていくのに大変なところがあると思います。最適化推進委員の農地パトロールで非農地になるようなところは、どんどん落としていって、農地から外して整理した方がいいのではないかと思います。そういうことも今後必要になってくるのではないかと思います。いろいろ地域によっていろんな状況は変わってくると思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議願います。

この件につきまして、質疑はございますでしょうか。

質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

議長 宮本君

質疑を終了し、議案第150号につきまして、原案のとおり可決・承認することについて、異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員異議なく挙手)

全員挙手と認めます。

よって、議案第150号につきましては、可決・承認と決します。

議長 宮本君

それでは、以上をもちまして総会は閉会とします。

(閉会 午前9時23分)